

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

### 告 示

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (復興支援・伝承課) 一
- 平成十六年宮城県告示第千二百三十四号(鳥獣保護区の変更)の一部改正 (自然保護課) 二
- 平成十六年宮城県告示第千二百三十五号(鳥獣保護区の変更)の一部改正 (同) 二
- 平成十六年宮城県告示第千二百三十六号(鳥獣保護区特別保護地区の指定)の一部改正 (同) 四
- 平成十六年宮城県告示第千二百三十八号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (同) 四
- 平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正 (同) 四
- 令和元年宮城県告示第七百九十号(狩猟鳥獣の捕獲等の禁止)の一部改正 (同) 五
- 生活保護法による指定医療機関の指定 (社会福祉課) 五
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 五
- 生活保護法による指定介護機関の指定 (同) 六
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 六
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 七
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農業振興課) 七
- 遊漁規則の変更認可 (水産業振興課) 八

ページ

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号1(2)中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同号1(3)中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同号2(2)中「六、七七五、〇〇〇円」を

「六、八八三、〇〇〇円」に改め、同表第二号1(3)中「一、二三〇円」を「一、三三三〇円」に改め、

同表第三号3(一)の表及び同号3(二)の表を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一九、八〇〇円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	八、三〇〇円
冬季	三三、八〇〇円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

○地域森林計画の変更(二件) (林業振興課) 八

○保安林の指定の予定(二件) (森林整備課) 九

○土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 一〇

公 告 (都市計画課) 一〇

○公聴会の開催 一〇

教育委員会 一〇

○宮城県指定有形文化財の指定 一〇

選挙管理委員会 一〇

○政治団体の届出 一一

○政治団体の届出事項の異動届 一一

○資金管理団体の届出事項の異動届 一一

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
冬季	一〇、四〇〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇〇円
夏季	六、五〇〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇〇円

別表第一第六号1(一)中「五〇、〇〇〇円」を「五一、五〇〇円」に改め、同号2(一)中「七〇六、〇〇〇円」を「七一七、〇〇〇円」に改め、同号2(二)中「三四三、〇〇〇円」を「三四八、〇〇〇円」に改め、同表第八号3(1)中「四、八〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同号3(二)中「五、一〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同号3(三)中「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表第九号3中「二九、一〇〇円」を「二二六、一〇〇円」に、「二七五、二〇〇円」を「二八〇、八〇〇円」に改め、同表第十一号4(一)中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同号4(二)中「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表第十二号2中「一三八、七〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和六年七月九日から適用する。

## 告 示

○宮城県告示第六百七十六号  
平成十六年宮城県告示第十二百三十四号（鳥獣保護区の変更）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号及び第三号を次のように改める。

### 二 区域

栗原市の一部（次の図に示すとおりとする。）

### 三 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百七十七号  
平成十六年宮城県告示第十二百三十五号（鳥獣保護区の変更）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

### 2 区域

柴田郡村田町、川崎町の一部（次の図に示すとおりとする。）

### 3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河南地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。

第三号を次のように改める。

### 2 区域

富谷市、黒川郡大和町の一部（次の図に示すとおりとする。）

### 3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。

第四号を次のように改める。

### 2 区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

### 3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。

第五号を次のように改める。

### 2 区域

気仙沼市、本吉郡南三陸町の一部（次の図に示すとおりとする。）

### 3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県気仙沼地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。

第六号を次のように改める。

2 区域

仙台市、白石市、刈田郡蔵王町、七ヶ宿町、柴田郡川崎町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所、宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第八号を次のように改める。

2 区域

白石市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第九号を次のように改める。

2 区域

刈田郡七ヶ宿町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十号を次のように改める。

2 区域

仙台市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十一号を次のように改める。

2 区域

宮城県利府町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十二号を次のように改める。

2 区域

黒川郡大衡村の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十三号を次のように改める。

2 区域

栗原市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十四号を次のように改める。

2 区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十五号を次のように改める。

2 区域

本吉郡南三陸町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）  
 「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県気仙沼地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）  
 第十六号を次のように改める。

2 区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第十八号を次のように改める。

2 区域

東松島市、大崎市、宮城県松島町、遠田郡美里町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十八号

平成十六年宮城県告示第千二百三十六号（鳥獣保護区特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

2 区域

柴田郡村田町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第二号を次のように改める。

2 区域

白石市、刈田郡蔵王町、七ヶ宿町、柴田郡川崎町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十九号

平成十六年宮城県告示第千二百十八号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

2 区域

名取市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第二号を次のように改める。

2 区域

東松島市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで（二十年間）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

石巻市及び牡鹿郡女川町の一部（次の図に示すとおりとする。）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和七年十月三十一日まで（一年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十一号

令和元年宮城県告示第七百九十号（狩猟鳥獣の捕獲等の禁止）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号及び第三号を次のように改める。

二 捕獲を禁止する区域

1 蕃山権現森狩猟鳥獣（イノシシを除く。） 捕獲禁止区域

仙台市の一部（次の図に示すとおりとする。）

2 奥武士狩猟鳥獣（イノシシを除く。） 捕獲禁止区域

仙台市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 大倉ダム狩猟鳥獣（イノシシを除く。） 捕獲禁止区域

仙台市の一部（次の図に示すとおりとする。）

三 捕獲等を禁止する期間

令和六年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで（五年間）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
齋藤産婦人科医院	石巻市中央三丁目七番一二号	令和六年八月十七日
あやめ薬局	大崎市古川駅前大通五―三―三―二	令和六年八月一日
セイナ調剤薬局	柴田郡大河原町字七〇番地四	令和六年八月一日
七ツ森ファミリークリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば一―二―七	令和六年九月一日
アイベル薬局 吉岡店	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目二―八	令和六年九月一日
美里クリニック	遠田郡美里町北浦字二又下六七―一	令和六年九月一日
えがお薬局	遠田郡美里町牛飼字牛飼一四五―一	令和六年九月一日
佐久間眼科小児科医院	石巻市八幡町一―三―二―二	令和六年九月一日
ライフタウン歯科クリニック	名取市相互台一―一―一―四	令和六年九月一日
ささき歯科	名取市名取が丘二―三―一―四	令和六年九月一日
成沢歯科医院	多賀城市新田字後二―二―二―二	令和六年九月一日
森川こどもクリニック	岩沼市土ヶ崎四―一―一―二	令和六年九月一日
いわぬま中央薬局	岩沼市中央三―四―一―〇	令和六年九月一日
宮城島クリニック	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	令和六年九月一日
近藤歯科医院	栗原市築館伊豆一―三―二―〇	令和六年九月一日
一迫薬局	栗原市一迫真坂字清水町田一五一―一	令和六年九月一日
株式会社こぐま薬局	東松島市小松字若葉七―二―二	令和六年九月一日
さいとう歯科クリニック	富谷市成田四丁目一九―三―三―三―号室	令和六年九月一日
さくら歯科	柴田郡大河原町東新町六一九	令和六年九月一日

塩竈市立病院	塩竈市香津町七一一	令和五年九月一日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東一五一一七	令和二年一月一日
佐藤医院看護ステーション	岩沼市中央二丁目五三〇	令和六年七月十五日
菊池歯科医院	遠田郡涌谷町本町八六	令和六年九月十五日
はまなす薬局	加美郡加美町北町二番一八五一一	令和六年九月一日
ヤマザワ調剤薬局 仙塩利府病院前店	宮城郡利府町青葉台二丁目二番一一〇	令和六年九月一日
西村歯科医院	柴田郡川崎町大字前川字町尻一二	令和六年九月一日
こひつじ薬局	柴田郡柴田町榎木上町一八一一	令和六年九月一日
すずらん薬局	柴田郡柴田町船岡中央二一五一一五	令和六年九月一日

○宮城県告示第六百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
齋藤産婦人科医院	石巻市中央三一五一一二六	令和六年八月十六日
志摩歯科クリニック	石巻市中里二一〇一七	令和六年八月二十日
大島歯科クリニック	気仙沼市廻館一〇九番地五号	令和六年六月三十日
調剤薬局ツルハドレッジ 名取手倉田店	名取市手倉田諏訪五六八	令和六年七月十五日
新田診療所	登米市迫町新田字山田九一三	令和六年七月二十日

せみねの丘クリニック	栗原市瀬峰根岸五五一一二医師宿舍A棟	令和六年六月三十日
あやめ薬局	大崎市古川駅前大通五丁目三番三三一一二号	令和六年七月三十一日
訪問看護ステーション のぞみ杜の丘	黒川郡大和町杜の丘一丁目一四番二	令和六年五月三十一日

○宮城県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
えにし(訪問介護事業部)	気仙沼市切通二二二二二	株式会社 えにし	気仙沼市中みなと町八一二三	令和六年五月一日
にじいろ居宅介護	塩竈市玉川三一八一六	大友 明美	塩竈市玉川三一八一六	令和六年一月十五日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アイランド薬局大河原店	柴田郡大河原町字新東九二一一一	アポクリート株式会社	東京都豊島区東池袋四丁目五一一二	令和六年三月六日

三 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 柗	白石市西益岡町五一一三	株式会社 万緑	白石市西益岡町五一一三	令和三年十一月一日

○宮城県告示第六百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーション松杜の丘	富谷市日吉台三丁目九一〇 パラシオン21 九〇一号	トータルケア株式会社	訪問介護	令和六年五月三十一日
ヘルパーステーションのぞみ杜の丘	黒川郡大和町杜の丘一丁目一四一二	トータルケア株式会社	訪問介護	令和六年五月三十一日

○宮城県告示第六百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
株式会社 ほの花 ケアプランセンターほの花 デイサービスほの花	株式会社 ほの花	大崎市古川穂葉字千苺町七六	大崎市古川穂波三丁目七六一六〇	ケアパートナー古川	大崎市古川穂波三丁目七六一六〇	株式会社ほの花	多賀城市町前三丁目四一二五	令和六年八月一日
	株式会社 ほの花	大崎市古川穂波三丁目七六一六〇	大崎市古川穂葉字千苺町七六	ケアパートナー古川	大崎市古川穂波三丁目七六一六〇	株式会社ほの花	多賀城市町前三丁目四一二五	令和六年八月一日

○宮城県告示第六百八十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり

二 認可年月日

令和六年十月二十五日

○宮城県告示第六百八十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号  
名称 鳴子漁業協同組合

住所 大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原三十四

免許番号 内共第十二号

二 遊漁規則の変更内容

第十一条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
鳴子ダムから上流200mの河川区域内	周年

三 変更後の遊漁規則の施行日

令和六年九月十九日

○宮城県告示第六百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区 の 名称

宮城南 部 森林 計画 区

二 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 を 受 け 付 け る 場 所

宮城県庁（水産林政 部 林 業 振 興 課）、宮城県大 河 原 地 方 振 興 事 務 所 及 び 宮 城 県 仙 台 地 方 振 興 事 務 所

所

三 縦 覧 期 間

令和六年十月二十八日から令和六年十一月二十六日まで

○宮 城 県 告 示 第 六 百 九 十 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五 条 第 五 項 の 規 定 に よ り 宮 城 北 部 地 域 森 林 計 画 を 変 更 し た い の で、同 法 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 告 し、当 該 地 域 森 林 計 画 の 案 を 縦 覧 に 供 す る。

な お、当 該 地 域 森 林 計 画 の 案 に 意 見 の あ る 者 は、縦 覧 期 間 満 了 の 日 まで に、宮 城 県 知 事 に、理 由 を 付 し た 文 書 を も っ て、意 見 を 申 し 立 て る こ と が で き る。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森 林 計 画 区 の 名 称

宮城北 部 森林 計画 区

二 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 を 受 け 付 け る 場 所

宮城県庁（水産林政 部 林 業 振 興 課）、宮城県仙 台 地 方 振 興 事 務 所、宮 城 県 北 部 地 方 振 興 事 務 所（栗 原 地 域 事 務 所 を 含 む）、宮 城 県 東 部 地 方 振 興 事 務 所（登 米 地 域 事 務 所 を 含 む）及 び 宮 城 県 気 仙 沼 地 方 振 興 事 務 所

三 縦 覧 期 間

令和六年十月二十八日から令和六年十一月二十六日まで

○宮 城 県 告 示 第 六 百 九 十 一 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第 二 十 九 条 の 規 定 に よ り、次 の よ う に 保 安 林 の 指 定 を す る 予 定 で あ る 旨、農 林 水 産 大 臣 か ら 通 知 が あ っ た。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所

栗原市花山字草木沢小田裏二の五、二の七、三の一、三の二、三の二二、七の一、八、一〇の一、一一の三、一二の一、一二の二、一二の一〇

二 指 定 の 目 的

水 源 の 涵 養

三 指 定 施 業 要 件

1 立 木 の 伐 採 の 方 法

(一) 主 伐 に 係 る 伐 採 種 は、定 め な い。

(二) 主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は、当 該 立 木 の 所 在 す る 市 町 村 に 係 る 市 町 村 森 林 整 備 計 画 で 定 め る 標 準 伐 期 齢 以 上 の も の と す る。

(三) 間 伐 そ の 他 特 別 の 場 合 の 伐 採 に 係 る も の は、次 の と お り と す る。

2 立 木 の 伐 採 の 限 度 並 び に 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種

次 の と お り と す る。

〔次 の と お り〕 は、省 略 し、関 係 書 類 を 宮 城 県 庁（水 産 林 政 部 森 林 整 備 課）及 び 栗 原 市 役 所 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る。

○宮 城 県 告 示 第 六 百 九 十 二 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第 二 十 九 条 の 規 定 に よ り、次 の よ う に 保 安 林 の 指 定 を す る 予 定 で あ る 旨、農 林 水 産 大 臣 か ら 通 知 が あ っ た。

令和六年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所

柴田郡川崎町大字本砂金字野頭山一、字古寺山一

二 指 定 の 目 的

水 源 の 涵 養

三 指 定 施 業 要 件

1 立 木 の 伐 採 の 方 法

(一) 主 伐 に 係 る 伐 採 種 は、定 め な い。

(二) 主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は、当 該 立 木 の 所 在 す る 市 町 村 に 係 る 市 町 村 森 林 整 備 計 画 で 定 め る 標 準 伐 期 齢 以 上 の も の と す る。

(三) 間 伐 そ の 他 特 別 の 場 合 の 伐 採 に 係 る も の は、次 の と お り と す る。

2 立 木 の 伐 採 の 限 度 並 び に 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種

次 の と お り と す る。



有形文化財 (書跡典籍)
類聚三代格(抄本)
一冊
号 仙台市青葉区川内二十七番一 東北大学附属図書館
東北大学

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和六年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
会田しゅん後援会	会田 俊	会田 俊	刈田郡蔵王町円田字十文字南三一	令和六年八月十九日
笠松均後援会	笠松 均	笠松 均	柴田郡柴田町大字上名生字東船岡一〇二一	令和六年九月六日
菅原正樹後援会	菅原 正樹	菅原たき子	栗原市栗駒岩ヶ崎八日町六一	令和六年九月六日

○宮選管告示第百十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党川崎町支部	丹野 俊一	主たる事務所の所在地	柴田郡川崎町前川字松葉森山一〇七	柴田郡川崎町大字宿野上町一〇七	令和六年八月三十一日
	丹野 俊一	代表者の氏名	森岡 孝七		

自由民主党仙台市区支部連合会	野田 譲	会計責任者の氏名	高橋 卓誠	加藤 和彦	令和六年九月九日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
能勢鯨太後援会	能勢 鯨太	主たる事務所の所在地	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡三九一	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字化粧石六四一	令和六年九月十一日
馬場みちはる後援会	馬場 道晴	会計責任者の氏名	伊丹 貫一	久保田靖朗	令和六年九月一日
宮城県商工政治連盟	熊谷 敏明	会計責任者の氏名	佐藤 典子	長谷部幸男	令和六年九月一日
登米中央支部	熊谷 敏明	会計責任者の氏名	佐藤 哲弥	遠藤 光則	令和六年六月十一日
宮城県商工政治連盟	早坂 正実	主たる事務所の所在地	巨理郡山元町坂元字新寺前二五	巨理郡巨理町字中町二一	令和六年七月三日
宮城創生会	富永 信明	代表者の氏名	早坂 正実	門澤 俊夫	
村上英人と「明日の蔵王を創る会」	佐藤 秀一	会計責任者の氏名	早坂 正実	門澤 俊夫	
		主たる事務所の所在地	刈田郡蔵王町大字平沢字田中一	刈田郡蔵王町大字平沢字下町後	令和六年八月二十日
		会計責任者の氏名	斎藤 俊一	熊坂 忠一	

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
能勢 鯨太	能勢鯨太後援会	主たる事務所の所在地	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡三九一	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字化粧石六四一	令和六年九月十一日